

玉名市介護給付費等費用適正化点検業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和5年1月

玉名市

1 目的

この要項は、玉名市介護給付費等費用適正化点検業務の内、住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検業務、ケアプラン点検業務及び医療情報突合・縦覧点検業務（以下「3業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務名

A	住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検業務委託
B	ケアプラン点検業務
C	医療情報突合・縦覧点検業務

※応募については「A」「B」「C」「A・B・Cのすべて」のいずれかとする。

3 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 委託料の限度額（地方税及び地方消費税相当額を含む。）

A	住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検業務委託	2,020,000 円
B	ケアプラン点検業務	1,607,000 円
C	医療情報突合・縦覧点検業務	523,000 円

6 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業所は、次の全ての要件を満たすこととする。

- （1）九州内に事業所を有し、実際に事業の運営主体となる事業所とすること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）国税及び地方税の滞納がないこと。
- （4）玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第25号）第2条第4号に該当しないこと。
- （5）その他関係法令、規則に違反していないこと。

7 スケジュール

契約締結までのスケジュールは以下のとおりとする。

内容	時期
募集要項等の公開（公募開始）	令和5年1月16日（月）
質問受付締切	令和5年1月31日（火） 正午まで必着
質問に対する回答	令和5年2月1日（水）
参加申込書等の提出期限	令和5年2月6日（月） 午後5時まで必着
第1次審査結果通知 第2次審査（プレゼンテーション）開催通知	令和5年2月7日（火）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和5年2月21日（火）（予定）
第2次審査結果通知・公表	令和5年2月末（予定）
契約締結	令和5年3月中

8 質問書の受付

募集要項等について質問がある場合の質問方法は次のとおりとする。

（1）提出物

質問書（任意様式）

（2）提出期限

令和5年1月31日（火） 正午必着

（3）提出方法

ファックス又は電子メールによること。送信後は到着の確認を必ず行うこと。

（4）提出場所

玉名市役所 健康福祉部 高齢介護課

（5）質問票の回答

① 令和5年2月1日（水）に、玉名市のホームページで回答する。

② ①の回答により、募集要項等の追加又は修正があったものとみなす。

9 申込書等の提出

3業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者の申し込み方法は次のとおりとする。

（1）提出書類

① 参加申込書（様式1） 1部

② 見積書 1部

※見積書の提出は各業務につき1社1点とします。3業務を一体の業務として応募する場合でも業務毎に見積書を提出ください。

③ 事業所概要（近年の実績等）6部

④ 企画提案書（任意様式） 6部

※3業務を一体の業務として提案する場合「介護給付費等費用適正化点検業務」とし、個別業務の提案の場合は、「住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検業務」、「ケアプラン点検業務」または「医療情報突合・縦覧点検業務」のいずれかとしてください。

⑤ 定款の写し 6部

⑥ 納税証明書 1部

国税・県税・市町村税に係る令和3年度の納税証明書の写し

(2) 提出期限

令和5年2月6日(月) 午後5時まで必着

提出方法 郵送(簡易書留に限る。)又は持参すること。

※ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(3) 提出先

玉名市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和5年2月21日(火)(予定)

※時間等詳細については、令和5年2月7日開催通知(電子メール)により連絡する。

(2) 場所

玉名市役所

(3) 出席者

3名以内

(4) 提案内容の説明

① プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。

② 説明時間は30分とする。 ※準備時間は含まない。

③ 質疑応答は20分以内とする。

(5) 備品の貸出

プレゼンテーションに当たり機材等が必要な場合は、各社が用意すること。ただし、スクリーンは市から貸し出しが可能であり、使用する場合は事前に申し出ること。

(6) 参加の辞退

参加申込書等の提出後に辞退する際は、参加辞退届(任意様式)を郵送又は持参により提出すること。

11 委託先の選定方法

(1) 審査

審査は「玉名市介護給付費等費用適正化業務委託事業者選定委員会」が、プレゼンテーションの審査を「別紙1」のとおり行い一定の水準を満たしたものの中で、業務毎に1位として決定したものを委託予定者として特定する。

各選定委員の共通事項に関する点数と各業務に関する点数との合計の平均点が30点を下回る場合は選定の対象としない。

なお、委託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次点者を新たな委託予定者とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

1.2 失格条件

参加者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) 委託料の限度額を超えた場合
- (6) その他、本要項の事項に違反したと認められる場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに掛かる経費は全て参加者の負担とする。
- (2) 申込書は1社につき1案とする。
- (3) 書類提出後の申込書等の重大事項の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。

1.4 問い合わせ先

玉名市役所 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係
〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地
電話番号：0968-75-1339
ファックス番号：0968-73-2362
電子メール：korei@city.tamana.lg.jp

(様式1)

参加申込書

令和 年 月 日

玉名市長 蔵原 隆浩 様

(参加申込者)

所 在 地

商号又は名称

代表職氏名

印

玉名市介護給付費等費用適正化点検業務（住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検業務、ケアプラン点検業務、医療情報突合・縦覧点検業務）に係る公募型プロポーザルへの参加について、下記の通り申し込みます。

なお、玉名市介護給付費等費用適正化点検業務に係る公募型プロポーザル募集要項に記載の参加資格要件を満たしていること、この参加申込書及び企画提案書等の提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

【提出書類】

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 見積書1部（各業務毎に1部）
- ③ 事業所概要（近年の実績等）6部
- ④ 企画提案書（任意様式） 6部
- ⑤ 定款の写し 6部
- ⑥ 納税証明書（国税・県税・市町村税に係る令和3年度の納税証明書の写し）各1部

【担当者連絡先】

担当部署：

担 当 者：

電話番号：

E-mail：

(別紙1)

令和5年度 玉名市介護給付費等費用適正化点検業務委託採点表

業者名

評価項目	判断基準	劣 ←→ 優				
共通事項	プレゼンテーションは企画提案書を補完する説明となっていたか。	1	2	3	4	5
	質問に対する対応が的確で、かつ迅速であったか。	1	2	3	4	5
	緊急時・トラブル発生時にも対応できる管理体制が図られているか。	1	2	3	4	5
	個人情報の保護についての対策が十分であるか	1	2	3	4	5
	発注者の意図、要望を積極的に取り組む意欲が感じられたか。	1	2	3	4	5
	本市の実情をふまえつつ、今後解決すべきと思われる課題を把握したうえでの提案となっているか。	1	2	3	4	5
	3つの業務を一体として応募している場合は10点を加算する。					10
	小計					点
住宅改修 及び福祉 用具購 入・貸与 点検	業務内容の趣旨の理解がなされているか。	1	2	3	4	5
	点検、課題分析の実施方法・手法は妥当で、実施可能なものであるか。	1	2	3	4	5
	専門職(理学療法士、介護支援専門員等)が適切に関与し、点検、課題分析を行えるか。	1	2	3	4	5
	課題分析の結果、申請者、家族及び関係者(事業所等)に理解しやすい助言、提案が行えるか。	1	2	3	4	5
	小計					点
	共通事項との合計					点
ケアプラン 点検業務	業務内容の趣旨の理解がなされているか。	1	2	3	4	5
	点検、課題分析の実施方法・手法は妥当で、実施可能なものであるか。	1	2	3	4	5
	介護サービス計画書、課題整理総括表の作成、活用方法についての専門的知識を有し、点検、課題分析を行えるか。	1	2	3	4	5
	点検の結果、介護支援専門員に理解しやすい助言、提案が行えるか。	1	2	3	4	5
	小計					点
	共通事項との合計					点
医療情報 突合・縦 覧点検業務	業務内容の趣旨の理解がなされているか。	1	2	3	4	5
	点検の実施方法・手法は妥当で、実施可能なものであるか。	1	2	3	4	5
	国保連より受領する帳票について専門的知識を有しているか。	1	2	3	4	5
	点検の結果、介護給付事業所に理解しやすい助言、提案が行えるか。	1	2	3	4	5
	小計					点
	共通事項との合計					点

記入者名